

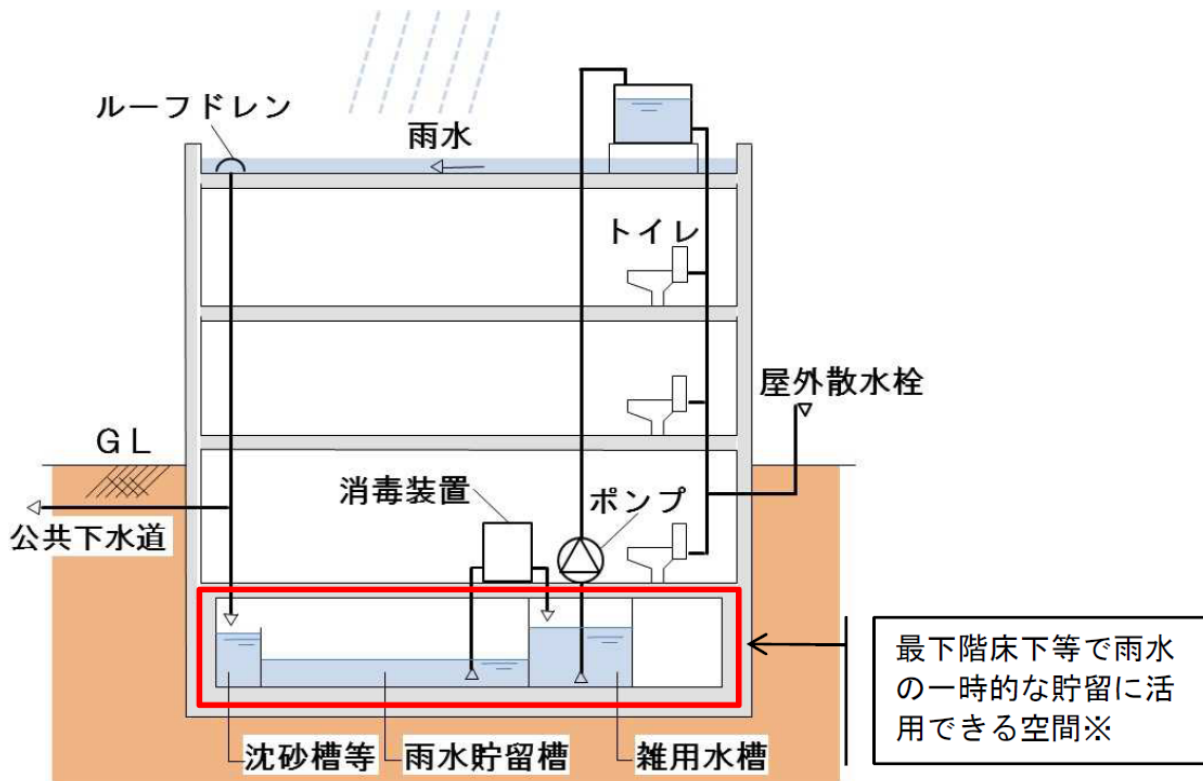
国等における雨水利用の施設の設置に関する目標(閣議決定)
 及び雨水の利用の推進に関する基本方針(大臣決定)について

(1) 国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水利用のための施設の設置に関する目標について

「雨水の利用の推進に関する法律」(平成26年法律第17号)第10条の規定に基づき、国及び独立行政法人等による雨水利用施設の設置に関する「目標」が、平成27年3月10日に以下の通り、閣議決定されました。

【目標】

「国及び独立行政法人等は、建築物を新たに建設するに当たり、その最下階床下等に雨水の一時的な貯留に活用できる空間を有する場合には、原則として、自らの雨水の利用のための施設を設置する。ただし、自らの雨水の利用のための施設が困難又は不適當な建築物は除く。」



※建物にあらかじめ設けられる空間を有効活用

〔雨水利用施設のイメージ〕

(参考)

「雨水の利用の推進に関する法律」

第10条 国は、国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標を定めるものとする。

2 国土交通大臣は、あらかじめ各省各庁の長(財政法(昭和22年法律第34号)第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。)及び独立行政法人等の主務大臣と協議して前項の目標の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

(2) 雨水の利用の推進に関する基本方針について

「^{あまみず}雨水の利用の推進に関する法律」(平成26年法律第17号)第7条の規定に基づき、国土交通大臣により「^{あまみず}雨水の利用の推進に関する基本方針」が平成27年3月10日(国交省告示第311号)に告示されましたので、その概要を以下に示します。

1. 雨水法の趣旨・目的

^{あまみず}雨水の貯留及び雨水の水洗便所、散水等の用途への使用を推進することにより、水資源の有効利用を図るとともに河川等への雨水の集中的な流出を抑制する。

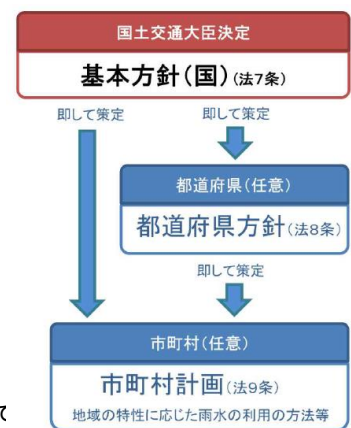
2. 基本方針の内容

- (1) 雨水の利用に関する一般的な事項
 - ① 雨水の利用の推進の意義
 - ② 雨水の利用の方法に関する基本的事項
 - ・ 集水、貯留、処理、給水施設等の技術的留意点
 - ③ 健康への悪影響の防止等の配慮事項
 - ・ 利用用途や形態に応じて関係法令に基づき適切に水質を管理
- (2) 施策に関する事項
 - ① 国と独立行政法人等が保有する最下階床下等で雨水の一時的な貯留に活用できる空間を有する新築建築物について、雨水利用施設の設置率を原則100%にする等
 - ② 国は、地方公共団体や国民等による雨水の利用を推進するため以下の施策を実施
 - ・ 雨水利用効果や技術上の留意点等をまとめたガイドラインの策定
 - ・ 先導的取組の収集・公表
 - ・ コスト低減のための調査研究の推進
 - ・ 技術者の育成
 - ・ 雨水利用の利点に関する啓発等
- (3) その他の事項
 - ・ 関係省庁等連絡調整会議による情報共有及び雨水利用の推進等

3. 基本方針の役割

- 国及び独立行政法人等は、国土交通大臣が定める「基本方針」に基づき、自らの雨水の利用を推進。
- 「基本方針」に基づき、国自らが率先して雨水の利用を推進し、全国の地方公共団体や民間事業者への波及を図る。
- 「基本方針」は、地方公共団体が「都道府県方針」「市町村計画」を策定する際に、標準的な指針の役割も担う。

出典：国土交通省-報道発表資料「雨水の利用の推進に関する基本方針(大臣決定)について」
(http://www.mlit.go.jp/report/press/water01_hh_000081.html)



基本方針の冒頭では、「雨水」に(あまみず)とルビが振られており、これまで汚水とともに“排水”として扱われてきた「うすい(雨水)」とは区別されています。

これからは、利用するものは「あまみず」、排水するものは「うすい」と言い分けることになるでしょう。

今後、官公庁施設での雨水利用の採用が増えそうです。